

アクティオグループ物流協議会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、アクティオグループ物流協議会(略称、ア物協)と称する。

第2条 本会は、アクティオトランスポート株式会社(以下トラポと称する)と取引する主要物流関係会社によって構成する。

第3条 本会の事務所は、トラポの本社内におく。

第2章 目的および事業

第4条 本会は、物流の総合的効率化並びにコスト削減、及び会員の意思疎通、親睦を図り、会員相互の繁栄に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行い、会員は相互に積極的に協力し、本会の発展に寄与する。

1. 安全及び事故防止に関する活動
2. 物流費低減に向けた活動
 - ・会員の物流に関する各種データの提供
 - ・物流データの分析
 - ・研修会、講演会、見学会の開催
3. 会員相互の親睦
4. その他上記目的に付帯する事項

第3章 会 員

第6条 本会の会員は、株式会社アクティオ各支社・支店、各事業部、アクティオグループ各社又はトラポの推薦を受けて本会に入会申込書を提出し、役員会の承認を得たとき、その資格を取得する。

第7条 会員は下記事項に該当するときは、役員会の決議により資格を失う。

1. トラポと取引がなくなった場合
2. 退会を申し出て、役員会で承認を得た場合

3. 本会の会則の主旨に違反し、又は本会の秩序を乱す行為のあったとき

第4章 役員及び事務局

第8条 本会は下記の役員及び事務局をおく。

会 長 : 1名

副会長 : 1名

幹 事 : 各地区（北海道、東北、首都圏、北信越、中日本、近畿、中国、四国、九州）1名

会計幹事 : 1名

事務局 : 若干名

第9条 会長はトラポの代表取締役がこれを務める。トラポの代表取締役が複数名あるときは、互選により会長を定める。

第10条 副会長、幹事は会長が会員中より委嘱する。会長は、副会長及び幹事をいつでも解任することができる。事務局は会長が会員会社及びトラポより委嘱する。

第11条 会長は本会を代表し、会務を主宰する。副会長は会長を補佐する。幹事は会長、副会長を補佐し、会務の運営にあたる。会計監事は、会計及び業務を監査し、役員会に出席して意見を述べることができる。なお、会計監事は、会長又はその他の役員を兼務してはならない。事務局は本会の事務全般及び各役員の補佐を行う。

第12条 トラポは本会に若干名の顧問をおくことができ、顧問は必要に応じて役員会に出席し、討議に参画することが出来る。

第13条 会長を除く役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。副会長及び幹事に欠員が生じたときは、会長が会員中より委嘱する。当該委嘱せられたる副会長及び幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 役員会

第14条 役員会は必要に応じ、会長がこれを召集し開催する。

第15条 役員会は会長、副会長、幹事をもって構成する。事務局は11条の会務のために出

席する。

第16条 役員会は、下記の事項について決議を行う。

1. 年次事業計画
2. 年次事業報告
3. 会則の変更
4. 本会則に定められている事項
5. 役員会において必要と認めた事項

第6章 総 会

第17条 会員は総会に参加することができる。本会は毎年1回定時総会を開催する。但し、会長が必要と認めた時は、役員会の決議により臨時総会を開催することができる。

第18条 議長は、会長がこれに当る。

第19条 総会では、下記の事項について会員に報告するものとし、会員は報告内容について、意見を述べることができる。

1. 年次事業計画
2. 年次事業報告
3. 会則の変更
4. 役員会において必要と認めた事項

第7章 会計および入会金・会費

第20条 本会の経費は、トラポの現手数料の一部をもってこれにあてる。本会の会計年度は1月1日より始まり、12月31日に終わる。但し、2024年度は、2024年10月1日~2024年12月31日までとする。

第21条 本会への入会金は無料とする。

第22条 本会の会費は無料とする。

第9章 附 則

第23条 本会の事業年度は、会計年度と同じとする。

第24条 本会則は2024年10月1日より効力を発するものとする。